

2016 新規上場ガイドブック 新旧対照表

2016年8月

JASDAQ編

ページ	新	旧
8	<p>上場申請前に、審査基準などに係る疑問点について、東証の見解を確認したい場合などは、直接もしくは主幹事証券会社を通じて東証（上場推進部、日本取引所自主規制法人上場審査部）にご相談ください <u>(注1)</u>。</p> <p>準備が整った後、主幹事証券会社は、上場申請の2週間前までに上場申請のエントリーを行います（申請会社名、主幹事証券会社の連絡先、希望する上場スケジュール（上場申請日、上場承認日、上場日）等を記載した「上場申請エントリーシート」を東証に送付します。） <u>(注2)</u>。</p> <p><u>(注1) 相談の際に頂いた事実関係に基づき、その時点での見解をお伝えします。そのため、相談時以降における、未発覚事実の判明や申請予定会社の変化、さらには上場基準の変更を含む申請予定会社を取り巻く環境の変化により、上場審査において相談当時の見解と異なる結論となる可能性があります。</u></p> <p><u>(注2) 東証（上場推進部、日本取引所自主規制法人上場審査部）は、実質審査基準に照らし重要な論点となり得ることが上場申請前に予見される場合には、上場申請前の段階でその解決の方向性を整理できていることが必要と考えています。</u></p>	<p>上場申請前に、審査基準などに係る疑問点について、東証の見解を確認したい場合などは、直接もしくは主幹事証券会社を通じて東証（上場推進部、日本取引所自主規制法人上場審査部）にご相談ください。</p> <p>準備が整った後、主幹事証券会社は、上場申請の2週間前までに上場申請のエントリーを行います（申請会社名、主幹事証券会社の連絡先、希望する上場スケジュール（上場申請日、上場承認日、上場日）等を記載した「上場申請エントリーシート」を東証に送付します。）。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

ページ	新	旧
10	<p>④審査日程の確認</p> <p>主幹事証券会社は、申請会社の上場ファイナンス日程案を提示し、東証も提示された日程案を踏まえて、上場申請から上場承認までを2か月とする審査スケジュール案を提示します。</p> <p>なお、審査スケジュールについては、上場申請までの間に、申請会社の日常業務の状況を踏まえて無理のないスケジュールとなるよう、適宜調整を行います。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(注2) 市場や投資者に重大な影響を及ぼす可能性が高いと考えられる申請会社については、日本取引所自主規制法人の理事会において審議を重ねた上で結論を出すこととなります。例えば、民営化企業、議決権種類株式の活用などガバナンス上議論を要するスキームを採用している申請会社、再上場企業、申請会社グループやその経営陣が過去に重大な事件・法令違反を起こしているなどコンプライアンス上の重大な懸念のある申請会社、その他新たな論点が含まれる申請会社、上場時に見込まれる時価総額が概ね1,000億円を超える申請会社等がこれに該当する可能性があります。そうした申請会社については、審査上の確認項目が多岐にわたることが想定されるため、標準審査期間に加えて1か月以上の審査期間の確保をお願いさせていただきます。</u></p>	<p>④審査日程の確認</p> <p>主幹事証券会社は、申請会社の上場ファイナンス日程案を提示し、東証も提示された日程案を踏まえて、上場申請から上場承認までを2か月とする審査スケジュール案を提示します。</p> <p>なお、審査スケジュールについては、上場申請までの間に、申請会社の日常業務の状況を踏まえて無理のないスケジュールとなるよう、適宜調整を行います。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(注2) 申請会社グループの規模が大きい場合や事業分野が広範な場合、審査上の論点が多岐にわたる場合等については、審査上の確認項目が多岐にわたることが想定されるため、2か月以上の審査期間の設定をお願いさせていただきます。</u></p>

ページ	新	旧
13	<p>d. 社長（CEO）面談、監査役面談、独立役員面談等</p> <p>社長（CEO）面談では、審査担当者が申請会社に赴き、社長（代表者、経営責任者）へのヒアリングを行います。この席では、会社や業界について、経営者としてどのようなビジョンをもって経営に当たっているか、上場会社となった際の投資者（株主）への対応（IR活動の取り組み方針等）、業績開示に関する体制及び内部情報管理に関する体制などについてヒアリングを行います。</p> <p>（中略）</p> <p>なお、ヒアリング（最終回）から各種面談実施までの間隔については、<u>中3営業日</u>程度を想定しています。</p>	<p>d. 社長（CEO）面談、監査役面談、独立役員面談等</p> <p>社長（CEO）面談では、審査担当者が申請会社に赴き、社長（代表者、経営責任者）へのヒアリングを行います。この席では、会社や業界について、経営者としてどのようなビジョンをもって経営に当たっているか、上場会社となった際の投資者（株主）への対応（IR活動の取り組み方針等）、業績開示に関する体制及び内部情報管理に関する体制などについてヒアリングを行います。</p> <p>（中略）</p> <p>なお、ヒアリング（最終回）から各種面談実施までの間隔については、<u>中5営業日</u>程度を想定しています。</p>
28	<p>審査対象となる「上場日における純資産の額」は、次のとおりです。</p> <p>a 申請会社が、新規上場申請日の属する事業年度開始以後の「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しを提出した場合は、直近の「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しに記載された直前四半期会計期間の末日における純資産の額（注1）が審査対象となります。また、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、四半期貸借対照表（単体）に基づいて算定される純資産の額（注2）が審査対象となります。</p> <p>b 前a以外の場合は、「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度の末日における純資産の額</p>	<p>審査対象となる「上場日における純資産の額」は、次のとおりです。</p> <p>a 申請会社が、新規上場申請日の属する事業年度開始以後の「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しを提出した場合は、直近の「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しに記載された直前四半期会計期間の末日における純資産の額（注1）が審査対象となります。また、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、四半期貸借対照表（単体）に基づいて算定される純資産の額（注2）が審査対象となります。</p> <p>b 前a以外の場合は、「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度の末日における純資産の額</p>

ページ	新	旧
	<p>(注3)が審査対象となります。また、連結財務諸表を作成していない場合には、貸借対照表(単体)に基づいて算定される純資産の額(注4)が審査対象となります。</p> <p>(中略)</p> <p>(注1)「四半期連結財務諸表規則」の規定により作成された四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第60条第1項に規定する準備金等を加えた額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び<u>非支配株主持分</u>を控除して得た額をいいます。</p> <p>(中略)</p> <p>(注3)「連結財務諸表規則」の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えた額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び<u>非支配株主持分</u>を控除して得た額をいいます。</p>	<p>(注3)が審査対象となります。また、連結財務諸表を作成していない場合には、貸借対照表(単体)に基づいて算定される純資産の額(注4)が審査対象となります。</p> <p>(中略)</p> <p>(注1)「四半期連結財務諸表規則」の規定により作成された四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第60条第1項に規定する準備金等を加えた額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び<u>少数株主持分</u>を控除して得た額をいいます。</p> <p>(中略)</p> <p>(注3)「連結財務諸表規則」の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えた額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び<u>少数株主持分</u>を控除して得た額をいいます。</p>
29	<p>ここでいう「利益の額」とは、連結財務諸表規則第61条により記載される経常利益金額又は経常損失金額に、同規則第65条第3項により記載される金額(いわゆる<u>非支配株主に帰属する当期純利益</u>)を加減して算出した金額です(損益計算書(単体)の場合は、財務諸表等規則第95条により表示される経常利益金額又は経常損失金額となります。)(注2)。</p>	<p>ここでいう「利益の額」とは、連結財務諸表規則第61条により記載される経常利益金額又は経常損失金額に、同規則第65条第3項により記載される金額(いわゆる<u>少数株主損益</u>)を加減して算出した金額です(損益計算書(単体)の場合は、財務諸表等規則第95条により表示される経常利益金額又は経常損失金額となります。)(注2)。</p>

ページ	新	旧
90	<p>この基準では、申請会社が上場後において、投資者の投資判断に重要な影響を与える会社情報を適時にそして適切に開示できる状況にあるかどうかという点と、<u>内部者取引及び情報伝達・取引推奨行為（以下「内部者取引等」といいます。）</u>の未然防止の観点から会社情報の公表までの間の情報管理が適切に行える状況にあるかどうかという点を確認します。</p> <p>次に<u>内部者取引等</u>の未然防止の観点からは、申請会社が内部情報の管理や内部者取引等の防止に関する規程を有しているかどうか、またその内容が<u>法令等に照らし合わせて適切なもの</u>かどうか、役員・従業員等の会社関係者に対する<u>内部者取引等の防止のための研修を適切に実施している又は実施予定であるか、上場後においても継続的に実施する予定があるか、役員及び内部者取引等や情報管理に係る管理部門の責任者等が内部者取引規制の意義や内容を理解しているか</u>といった点などについて確認します。更に、申請会社が既に他の取引所に上場している場合には、例えば、会社関係者が行う自社株式の売買に係る事前届出時の確認が適切に行われているかなどの運用も併せて確認することとなります。</p> <p>近年、役員・従業員等の会社関係者が<u>内部者取引等の違反行為により</u>告発・課徴金納付の対象となるケースは増加傾向にあります。会社関係者が<u>内部者取引等の違反行為</u>を行うことは、申請会社の信用を毀損するだけでなく、金融商品市場全体の信頼を低下させる事態にもつながることとなりますので、一層の留意が必要です。</p>	<p>この基準では、申請会社が上場後において、投資者の投資判断に重要な影響を与える会社情報を適時にそして適切に開示できる状況にあるかどうかという点と、<u>インサイダー取引</u>の未然防止の観点から会社情報の公表までの間の情報管理が適切に行える状況にあるかどうかという点を確認します。</p> <p>次に<u>インサイダー取引</u>の未然防止の観点からは、申請会社が内部情報の管理や内部者取引等の防止に関する規程を有しているかどうか、またその内容が<u>適切なもの</u>かどうか、役員・従業員等の会社関係者に対する<u>インサイダー取引防止のための研修を適切に実施しているか、もしくは実施する予定があるか</u>といった点などについて確認します。更に、申請会社が既に他の取引所に上場している場合には、例えば、会社関係者が行う自社株式の売買に係る事前届出時の確認が適切に行われているかなどの運用も併せて確認することとなります。</p> <p>近年、役員・従業員等の会社関係者が<u>インサイダー取引に関する</u>告発・課徴金納付の対象となるケースは増加傾向にあります。会社関係者が<u>インサイダー取引</u>を行うことは、申請会社の信用を毀損するだけでなく、金融商品市場全体の信頼を低下させる事態にもつながることとなりますので、一層の留意が必要です。</p>

ページ	新	旧
113	<p>(b) 新規上場申請者の企業グループが、議決権の多い株式等の株主（新規上場申請者の親会社等である場合に限る。）の企業グループとの間に、原則として、事業内容の関連性、人的関係及び取引関係がないこと。</p> <p>(ガイドラインⅢの2 6.(3)及びⅢの3 6.(3))</p> <p><u>法人（親会社等を含む）による議決権の多い株式等の利用は、将来的に法人の運営方針や大株主の変更等に伴い所期の目的達成やその維持が困難となる可能性があるなど、自然人による利用と比較して議決権種類株式スキームの不安定性が高まるといった問題をそもそも抱えていると考えられます。</u></p> <p><u>加えて、親会社等による議決権の多い株式等の利用は、通常の子会社上場と比較して利益相反の懸念がさらに強まりコーポレート・ガバナンスの歪みも一層大きくなるため、こうした議決権の多い株式等の利用が株主共同の利益をもたらすものと評価することは難しく、原則認められるものではないといえます。</u></p> <p><u>ただし、例外的に株主共同の利益に資すると認められる特別なケースで、かつこの基準に適合すると判断できる場合にのみ、これが許容されると考えられます。</u></p> <p><u>その上でこの基準は、議決権の多い株式等の株主が親会社等である場合（いわゆる「子会社上場」に該当する場合）に適合が求められるものであり、子会社上場の上場審査に当たっては、親会社等からの独立性の確保の状況について、ガイドラインⅢの2 4.(2)及びⅢの3 4.(2)に適合することを求めています。</u></p> <p><u>通常、親会社等の経営者はその株主に対する受託者責任を果たすべく親会社等の利益拡大が求められるため、個人が支配権を有する場合と比較して利益相反がより尖鋭化すること等から、親会社等からの独立性の確保を求めています。加えて、子会社上場において議決権の多い株式等が利用されている場合には、議決権の</u></p>	<p>(b) 新規上場申請者の企業グループが、議決権の多い株式等の株主（新規上場申請者の親会社等である場合に限る。）の企業グループとの間に、原則として、事業内容の関連性、人的関係及び取引関係がないこと。</p> <p>(ガイドラインⅢの2 6.(3)及びⅢの3 6.(3))</p> <p><u>この基準は、議決権の多い株式等の株主が親会社等である場合（いわゆる「子会社上場」に該当する場合）に適合が求められるものです。</u></p> <p><u>子会社上場の上場審査に当たっては、親会社等からの独立性の確保の状況について、ガイドラインⅡ 3.(3)に適合することを求めています。通常、親会社等の経営者はその株主に対する受託者責任を果たすため親会社の利益拡大が求められるため、個人が支配権を有する場合と比較して利益相反がより尖鋭化すること等から、親会社等からの独立性の確保を求めています。加えて、子会社上場において議決権の多い株式等が利用されている場合には、議決権の多い株式等が利用されていない場合と比較して、小さい出資割合で支配権を維持することが可能になり、出資と支配に乖離が生じることとなるため、通常の子会社上場よりも独立性の要件を加重しております。なお、小さい出資割合で支配権を維持することとは、上場時点で議決権の多い株式等を利用していなければ申請会社を支配することができない場合や、将来の持株比率の希薄化後も、申請会社の支配を継続することを目的に議決権種類株式を利用している場合を想定しております。</u></p> <p><u>その場合、親会社等の事業活動と申請会社の事業活動に親和性がある場合には、通常の子会社上場と比較しても、より顕著に申請会社の少数株主の利益と相反する事態が生じる懸念があるため、申請会社の事業内容と親会社等の事業内容の関連性がないこ</u></p>

ページ	新	旧
	<p><u>多い株式等が利用されていない場合と比較して、小さい出資割合で支配権を維持することが可能になり、出資と支配に乖離が生じることとなり、より顕著に申請会社の少数株主の利益と相反する事態が生じる懸念があるため、通常の子会社上場よりも独立性の要件を加重しております。</u></p> <p><u>以上のことから、原則として、申請会社の事業内容と親会社等の事業内容の関連性がないこと、役員の兼任や親会社等からの役員の出向がないこと、取引関係がないことが求められます。</u></p>	<p><u>と、役員の兼任や親会社等からの役員の出向がないこと、取引関係がないことが求められます。例外的な事例としては、役員の兼任について、申請会社代表取締役社長が親会社等の非常勤取締役を兼任するケースについて、許容される場合があると考えられます。また、申請会社がビジネスプラン遂行の上で前提となる特許権の使用許諾を特許権者である親会社等から受けている場合で、親会社が当該特許権を有効に活用できる人物を申請会社の取締役として選任し続けるために議決権の多い株式等を保有するケースにおける特許権の使用許諾に係る取引についても、許容される場合があると考えられます。</u></p>

以上